

「久喜市パートナーシップ宣誓制度」の考え方（骨子）

令和3年7月 人権推進課

1. 検討の経緯

本市では、「久喜市人権施策推進指針」を策定し、すべての人々がお互いの人権を尊重し、明るい社会の実現をめざして、時代に即した様々な人権課題に取り組んでいます。

現在、社会全体において、性の多様性を認め、すべての人々の人権を尊重し、差別や偏見をなくすための取組みが進められています。久喜市でも、性の多様性に関する正しい理解や支援を促進するため、講演会などの啓発と併せて、令和2年11月に市民アンケートを実施しました。

このアンケート結果も踏まえ、性の多様性を尊重し、性的少数者（性的マイノリティ）の生きづらさの解消につなげるための取組みとして、「久喜市^{*}パートナーシップ宣誓制度」を創設します。

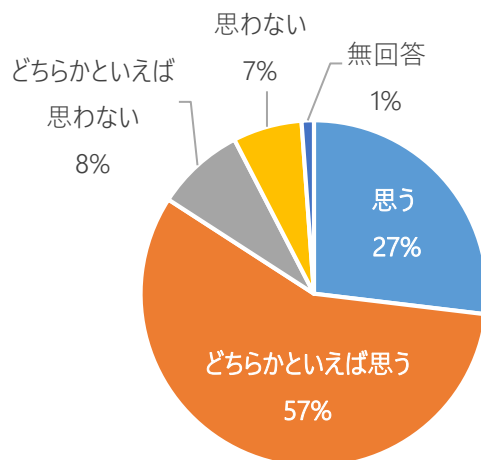
2. 制度の背景

性的少数者の方々は、周囲の理解を得られにくいことにより、学校や職場など生活のさまざまな場面において、差別や偏見を受けるなど生きづらさを抱えています。また、誰にも打ち明けられずに悩んでいる人も少なくありません。

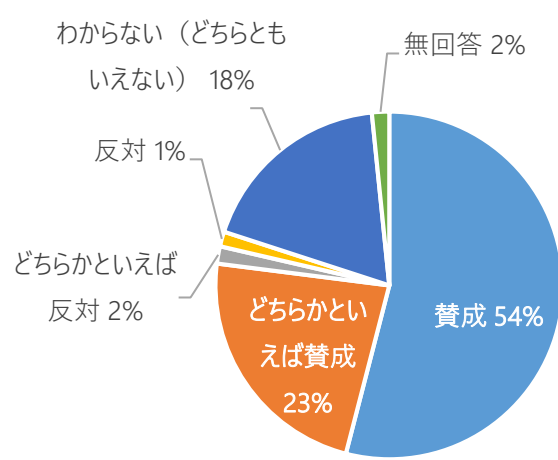
本市では、性別に関わりなく一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを進めるため、「久喜市人権施策推進指針」および「第2次久喜市男女共同参画行動計画」に基づき、性の多様性への理解の促進およびすべての人々の人権が尊重されるよう、各種事業に取り組んでいます。

令和2年度 性的マイノリティに関する市民アンケート結果より抜粋

問12:性的マイノリティの方にとって、今の社会は生きづらいと思いますか。



問16-2:本市がパートナーシップ制度を導入することについて、どう思いますか。



問 12:回答者の8割以上が、性的マイノリティの方にとって今の社会は生きづらいと「思う」、「どちらかといえば思う」と回答しています。

問 16-2:本市がパートナーシップ制度を導入することについて、「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人の割合は約8割でした。

※パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとすることを約する2人の関係をいいます。

3. 制度の趣旨

性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現をめざす本市において、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約したカップルが、パートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。

この制度は、現行法制度の影響を受けるものではなく、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は生じません。

市では、パートナーシップ宣誓書に必要書類を添えて提出されたカップルに、宣誓した事実を証明する宣誓証明書等を交付し、宣誓したカップルのパートナーシップ関係という事実を尊重し、二人の関係を対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減、社会的な理解の促進につなげます。

4. 宣誓を行うことができる方の要件

双方または一方が性的少数者であるカップルが、次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有している（市内への転入を予定している場合も含む）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方が他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) 互いが近親者でないこと。

5. 必要書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 婚姻をしていないことを証する書類（戸籍個人事項証明（抄本））
- (3) その他 確認に必要な書類

6. 交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓証明書
- (2) パートナーシップ宣誓証明カード

7. その他

本制度の趣旨が十分に理解され、社会生活の中で公平かつ適正な対応が行われるよう、市民や事業者への周知および啓発に努めます。

今後、他の自治体における制度導入が進んだ場合は、連携協定および相互利用を検討します。